

多数の者が利用する場は……

全面禁煙に努めましょう！



平成 15 年 5 月 1 日から施行されている健康増進法第 25 条で、多数の者が利用する所の管理者は「**受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない**」と定められていますが、平成 22 年 2 月 25 日付けで厚生労働省から受動喫煙対策の基本的な方向性や具体的方法が示されました！

多数の者が利用する空間については、**原則として全面禁煙** が望ましい。

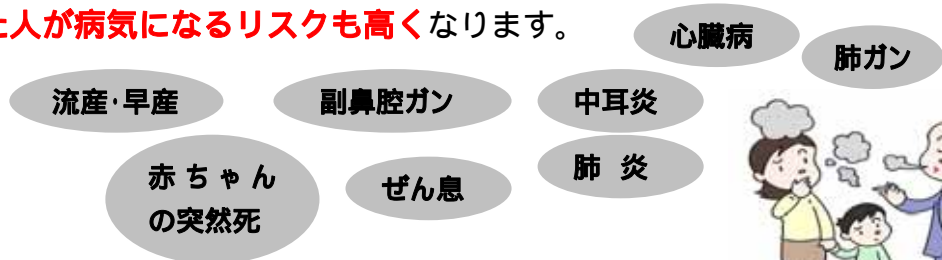
全面禁煙の旨を表示し、来客者に周知・理解・協力を求める。

建物外の戸外であっても、**受動喫煙防止の配慮が必要**

全面禁煙が極めて困難である場合は、当面の間は喫煙可能区域と禁煙区域を明確に表示し、**喫煙可能区域に未成年者や妊婦などが近づかないように**、注意喚起するポスター等の掲示をするなどの措置が望ましい。

近くで3～5本吸っている人がいると1本吸ったのと同じ！

タバコの煙には、吸っている本人が吸い込む「主流煙」と、火のついたタバコの先から出る「副流煙」があります。「**副流煙**」の方が「主流煙」よりも**何倍も有害**です！それを**吸わされた人が病気になるリスクも高**くなります。



タバコのニオイがしたら要注意！

タバコを吸い終わっても、吐き出す息や服についたニオイなどでも健康に影響があります。（残留タバコ成分）

換気扇の下で吸っていても危険です！

換気扇を回しながらその下で吸っていても、すべての煙が外へ排出されるわけではありません。

空気清浄機では分煙できません！

タバコの煙の有害物質の6～9割は、空気清浄機を素通りするため有害物質を取り除くことはできません。

